

○産業建設委員長報告

産業建設委員会委員長 谷 崎 徹

産業建設委員長報告を申し上げます。

今期定例会で、当委員会に付託されました案件は、「議案第67号 鳴門市営住宅条例の一部改正について」ほか議案1件であります。

当委員会は去る10月2日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案2件は、いずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要についてご報告申し上げます。

まず、「議案第67号 鳴門市営住宅条例の一部改正について」であります。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴い、鳴門市営住宅条例の一部にこの法律を引用していることから、該当する部分を改正するものであります。

委員からは、条例中に引用されている「特定配偶者」についての詳しい説明と鳴門市においての該当者の有無についての確認がありました。理事者からは、特定配偶者とは、永住帰国以前から継続して中国残留邦人の配偶者である方のことであり、日本に永住帰国してから結婚された配偶者の方は除かれるとの説明がありました。また、現在のところ、鳴門市には、該当者はいないとのことでしたが、あらたに該当者が転入してきた場合でも、市営住宅の入居募集は2ヶ月に1回、おこなっているため、入居の資格があることはホームページ、広報等でお知らせしているとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第68号 鳴門市中小企業振興基本条例策定審議会条例の制定について」であります。地域産業の中心的役割を担う中小企業の振興に関する基本的事項を定める条例の策定に当たり、必要な事項を調査審議するため、附属機関として鳴門市中小

企業振興基本条例策定審議会を設置するものであります。

委員からは、今後の審議会にかかるスケジュールについての質疑がありました。

理事者からは、本年度4月から、鳴門市中小企業振興基本調査というアンケート調査を実施しており、その結果を踏まえた上で、審議会については、本年11月から来年の1月にかけて委員の選定を行い、来年1月から2月にかけて、市長から審議会に対して、諮問を行うとのことでありました。そして、平成26年度内に第1回目の審議会を行い、平成27年度に、3回程度審議会を行った後、パブリックコメント、そして、鳴門市長に対する答申を行い、平成28年2月には議会に条例案を提出し、平成28年度4月に条例の施行を予定しているとの説明がありました。

委員からは、次に、このアンケート調査の規模についての質疑があり、理事者からは、鳴門市内にある統計上の企業、約2800社のうち、商工会議所等から情報を得ながら、約1400社に対しアンケートを送付し、回答数については、約270程度であったとの説明がありました。

委員からは、アンケート調査の回答率が低いことについてどのように考えているのかとの質疑がありました。

理事者からは、当初、回収率については、30%から40%を目標としており、アンケートの内容も、出来る限り回答しやすいように工夫はしたものの、項目が多かったことや、今年は、商業統計調査等の他のアンケート調査等が重なっていたことが、回答率が低い原因の一つではないかとの説明がありました。

委員からは、アンケート結果から、市内の事業者が、どのような問題点、具体的な展望をもたれているのか等を把握したいので、議会へもアンケート結果の資料を提出してほしいとの要望がありました。

また、審議会委員の選定については、中小企業の中でも、実際に、後継者問題を含めさまざまな問題を抱えている方など、現実的な意見を出せる人を選定し、意見を汲み上げてほしいとの要望がありました。

理事者からは、業種を問わず、出来る限り幅広い意見が得られるような人材の選定を検討していきたいとの説明がありました。

また、審議会開催にあたり、資料を十分に精査して作成し、事前に審議会委員に配付し、第1回目の審議会開催時には、委員が同じ意識を持った上で審議会に臨めるようにしてほしいとの要望がありました。

また委員からは、条例策定時には、単なる理念だけでなく、実効性のある条例としてほしい、また、鳴門市内で倒産した事業者についても、その理由について調査・把握した上で、策定に臨んでほしいとの要望がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。